

第4回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

日時 平成28年12月22日(木)

13:00～15:00

場所 「会議するなら」新橋8階会議室8E

議題

公認心理師カリキュラム等について

出席者(50音順)

奥村構成員、川畑構成員、北村構成員、黒木構成員、沢宮構成員、
丹野構成員、中嶋構成員、中根構成員、増沢構成員、増田構成員、
宮脇構成員、吉川構成員

○北村座長 ただいまより、「第4回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム」を開催させていただきます。年の暮れ、それも押し迫った中に、連休の前、本当にお忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。議論も随分佳境に入ってきましたが、まとめるよりも、議論、俎上に上がったものの意見をどんどん出していく時期でもありますので、できれば手際よくやりたいと思います。それでは、資料の確認と出席状況を事務局からお願いいたします。

○森公認心理師制度推進室長 資料の確認をいたします。資料1「『公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方』を踏まえたカリキュラムの到達目標(たたき台)」、資料2「公認心理師カリキュラム等について(検討に当たってのたたき台 その1)」、資料3「公認心理師カリキュラム等について(検討に当たってのたたき台 その2)」、参考資料1「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について(案)」、参考資料2「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会提出資料」、参考資料3「川畑構成員提出資料」、参考資料4「第2回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにおける各関係団体・有識者ヒアリング内容のまとめ」、参考資料5「精神保健福祉士及び管理栄養士における実務経験の施設に関する規定等」、参考資料6「精神保健福祉士及び一般建築士における実務経験の期間に関する規定等」、参考資料7「他の国家資格における国家試験の出題範囲等」、参考資料8「第3回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにおける主な意見(案)」、そのほかの資料として、各国家試験における実習科目・演習科目・実習指導科目に関する規定を机上に配らせていただいております。資料は、お手元に全ておそろいでしょうか。

本日の出席状況ですが、田崎構成員から御欠席との御連絡を頂いております。以上です。

○北村座長 早速、議事に入らせていただきます。本日は、前回に引き続き検討事項についてたたき台を用いて議論を深めていきたいと思います。前回の続き、実習・演習について議論したいと思いますが、資料1については到達目標です。変えた所に下線が入っております。これがまた即、科目名になるわけでもなく、いろいろな科目名で、ただし、到達目標として教えてほしいと。具体的に言い過ぎると何ですが、臨床心理学という科目であってもよろしいですし、応用心理学という名前でも結構ですし、到達目標としてここに掲げられた内容は、学生が学ぶことができればよいという理解です。科目名を指定したものではありません。これはこれでよろしいかと思います。

資料2、これが議事途中であったと思います。事務局から御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○松本主査 資料1については、先ほど座長からも御説明がありましたとおり、前回配布した資料に一応、修正を加えたものです。こちらはまだ決定したものではありませんが、今回はこちらの議論の時間もお取りする予定はありませんが、本日の検討事項についての議論の中で適宜御参照いただければと思います。また、必要があれば、御意見を頂戴したいと考えております。

資料 2 を御覧ください。こちら「たたき台 その 1」と書いてありますが、内容は前回のワーキングチームで用いたものと同じものになりますので、具体的な説明は割愛させていただきます。追加で、資料 2 の最後のページに、前回のワーキングチームにおいて実習・演習について頂いた主な意見を付けております。なお、それ以外の意見も含めたものについては、参考資料 8 にお付けしておりますので、必要があれば御参照ください。

参考資料 2 ですが、こちらは日本臨床心理士資格認定協会からの提出資料でして、こちらも前回御用意したものと同一のものになります。

参考資料 3 ですが、こちらは学内相談室の実態について、今回、川畑構成員より提出のあった資料です。

参考資料 4 ですが、前々回のヒアリングの内容をまとめたものです。こちらも前回御用意したものと同じですが、議論の際に参考となるかと思いますので、御参照いただければと思います。事務局からは以上です。

○北村座長 そしたら、資料 2 で言うと、2. 実習・演習の定義は、大体コンセンサスが得られたように思います。実習は、実際の相談者あるいは患者さんを対象に、できれば参加型、見学はあってもいいのですが、対象は実臨床であると。演習は、ペーパーペーシェント、あるいは友達同士で相談者役をやり、片やカウンセラー役をやるようなもの、これは演習ということで位置付けられることだと思います。

実習・演習の科目構成よりも、その先の単位数や時間数に関する規定を考えていきたいと思えます。今少し出てきたこれの一番最後で、まず大学からです。実習は何時間くらいを考えたらいいかと。単位数で言うと、実習は 30 あるいは 45 時間で 1 単位のイメージです。中間的に 40 時間くらいで 1 単位のイメージで、議論は時間でやっていきましょう。だから、一番最後のページの 2-1 の、「大学における実習では見学しかできないため、実習時間は 30 時間程度でよいのではないか」という意見で、実は私自身はびっくりしています。30 時間というのは、1 週間もないわけで、医学とは比較するものでもないですが、ほかの職種で四年制のものでも、実習が 30 時間で済むようなのはなくて、資料はどこかで見せていただいたのだけれども、看護師でも四年制は 200 時間くらいあります。その中で大学院に行くことを前提とはいえ、そのまま 2 号へいく人もいますので、2 号は資格がなくても、実現場で働いたりするので、30 時間というのは短いのではないかという気がするのですが、先生方の大学とか、学部はどれくらいをされていらっしゃいますか。

○吉川構成員 他の職種の实習と、今回の公認心理師のための学部の実習とは、随分意味が異なってくると感じております。私たちの業務の場合は、実際に患者さんと出会うこと、あるいは実際に検査をさせていただくことが、学部では難しいというお話を前回申し上げたと思うのです。実際の現場で現任者がどう働いているかを観察する、あるいは陪席が限界であることを考えると、現場はそれぞれ患者さんがいらっしゃいますし、現任者に多大な負担をお掛けすることもありますので、できるだけ現場を知るといふ最低限の時間という意味合いで、30 時間がいいかどうかは分かりませんが、ほかの実際の職務を、実際に

体験される看護や精神保健福祉士の方の実習とは意味合いが異なってくる、という前提で議論をお願いできれば有り難いです。

○丹野構成員 これは、前回、多分、私が発言したかと思うのですが、公認心理師の資格は大学院での実習が基本になるということなので、6年教育で考えることからいくと、学部での実習はそれほど多くなくてもいい。それで30時間と言ったのですが、30時間は少ないとしても、それほど多く増やす必要はないと思います。2号の実習コースの方は、現場に出て常勤ないし非常勤でずっと実習体験を積むわけですから、だから、学部では基本的に知識の科目が中心となるので、実習はそれほど多くなくてもいいというのが私の意見です。

○中嶋構成員 大学卒業4年、あるいは大学院に入る前の段階を考えると、1単位40時間が適切なのか、それとも2単位80時間が適切なのかは分かりませんが、余り過剰にするのは現実的ではないと思います。大学4年の時点ではということで限ると、30時間は少ないと思うので、40～80時間くらい、今まで3団体でもほかの別の会議でも出されてきていた実習の時間が、1つ目安になるのかと思います。

○北村座長 先ほど、実習の定義は、本当は参加型のものをお願いしたいのですが、見学も実際の現場であれば実習と数えることにして、そうすると5分野ありますので、5分野を少しずつでも見てほしいのです。そう思いませんか。2日ずつくらいでもいいですから、司法も福祉も、もちろん発達も医療も5分野を全部見て、それを2日ずついくとしたら、2週間は何かやんや実習で取ってほしいかと思うのですが、それが80時間くらいかと思うのですが。見学ならできますか。

○宮脇構成員 はい。例えば、医療とか福祉の現場は、見学は可能だと思うのですが、裁判所とか鑑別所などは、私は前に見学に行ったことがあります。今はもっと難しいのではないかと、あと、2日の見学といっても、実際に相手の対象の方を見ることはできないのではないかとと思うのです。

○川畑構成員 少年鑑別所とか少年院の見学は、実際はできると思います。ただ、鑑別所等未決段階の収容者に対して実際に会わせることはできない。だから、施設見学といっても、対象者抜きで施設を見せていただく、あるいは職員の方にお話を聞くと、そういう形の実習であれば可能性はあると思います。公認心理師法が制度として整うに当たって、各省庁でそういった実習を受け入れるようにという形の協力が得られるのであれば、もっと可能になってくるのではないかと思います。

○北村座長 中根さんは、教育。

○中根構成員 教育です。

○北村座長 教育の現場は、どうですか。

○中根構成員 2日間程度ということでの見学だと、実際に自分が関わってみないと、なかなか意味を持たすことは難しいかと思います。見学といっても、実際の教育の現場、つまり中学校で言いますと、指導者的な人が、現状、なかなかいない状況がありますので、見学といっても、受け入れるというところでは、なかなか1つ大きな壁があるかという感

じはいたします。

○北村座長 なぜ、ここで5分野にこだわるかと言うと、2号でいくと、どこかに就職とか、どこかの病院などに行って、そこで5年なり2年なりやるとして、余りバリエーションが恐らく取れないのです。学部段階で見学でもいいから5分野を見学して、実体験とか、こういうものだということを知ってほしいと。ペーパーとかスライドで大学の教室で、鑑別所はこういう所ですとか児相はこういう所ですとって、全然知らないのもまずいかと。それで鑑別所は1日でもいいのですが、病院が3日であればいいのですが、一応5分野を経験してもらうのはどうかというたたき台ですが、どうですか。

○増沢構成員 私は、5分野に実習・見学に行くという案に賛成です。特に、今日は福祉分野から来させていただいているのですが、福祉の領域のことを、心理を学んでいる学生さんは、余り御存じないという実態が、私はあると思います。それは大学院でも同じで、汎用性を持つ公認心理師の資格を考えたときに、学生さんの生活観というのですか、人を見る、暮らしの視線は、自分の生きてきた世界からどれくらいと考えたときに、特に福祉の領域は、多分、司法もそうだと思うのですが、本当に逆境的な状況の中で暮らしている人たちの生き様なり苦しさなりを、どこかで知っておく機会がないと、本当に頭の中だけの心理師になりかねない。現に福祉領域は心理職が増えているわけですが、来られる心理職の方々は福祉の状況を御存じない方が本当に多いので、是非、この機会に知った上で。児童養護施設も知らない方々はたくさんいて、今でこそだんだん知られてきていますが、本当にそういった状況なので、私はそのほうが子供のケース、利用者を理解するときには、非常に重要な、役に立つことになるのではないかと思います。

○丹野構成員 今の御意見は賛成ですが、大学院でじっくり見学したほうが、学部でさりと表面だけやるよりは良いのではないのでしょうか。

○増沢構成員 私は、さりとではなくて、たとえ1時間であっても、そういう生の人に会うのは役に立つと思います。今、私も非常勤で大学でお話をさせていただいたり見学に連れていくのですが、学生はみんな、このような暮らしがあるのかという衝撃を受けます。それだけでも全然違う体験になると思います。それは時間数だけでは言えない話ではないかと思います。

○丹野構成員 大学院では駄目なのですか。

○増沢構成員 私は学部のうちに触れるべきではないかと思います。

○北村座長 実は大学院の議論をやるときに、はるかに時間も長いし、そのときに5分野を全部大学院でやってくださいとは、少し無理だと思っています。5分野は、むしろ見学では駄目だと、体験だと。実際、自分が何症例の人に会ったとか、それが要と思います。そうしたら、分野は5分の2とか、5分の3とか削ろうと考えた上で、だからこそ少し見る、見学だけでも学部のときにやっておいてほしいかという気持ちです。

○奥村構成員 増沢先生のお話に賛成です。学部であれ大学院であれ、こういう仕事の人を養成するためには、知的な勉強プラスアクティブなラーニングと言いますか、そういう

体験を挟みながら、自分でいろいろ考えたり先生に教わったりと、できればそういうサンドイッチ構造の6年間を過ごしてほしいと思っております。時間が短くても学部でしっかり、先生の御指導や施設の方の御指導の中で体験をしてすることが大事だと思います。

○中嶋構成員 これは実習だけを独立させてものを見るから複雑で、実はカリキュラムの到達目標の中で既に5分野それぞれの科目を要求していて、その科目の中で見学・実習をきちんと組み込む形の体裁にしておけば、わざわざ実習でその時間だけその期間にやるという体裁にしなくてもいいのではないかと。つまり、それぞれの科目の構成というか、アジェンダを作る、カリキュラムの細かい内容を各大学で作るときに、必ずそういう見学が可能になる形で組み立ててもらって体裁にしておけば、5分野の見学は可能になると思うので、私も5分野を実際に経験することについては賛成です。ただ、でも、それは改めて実習という体裁にしなくてもいいのではないかと、必ず教育の中で取り扱われればと思います。

○北村座長 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたのが理想ですが、実習を決めておかないと、実習を省略する、特に見学すら困難な分野があるのですね、司法の分野とか。それで、一応先もあるので、80時間の2週間くらいの実習で5分野を見学くらいはさせたいと思います。

○吉川構成員 今の御提案ですと、見学ということになりますが、私ももう一度基本的に確認したいのですが、学部でもボランティアで福祉現場に入っていたり、あるいは教育現場で学習支援に入っていたりという学生達があります。それから、実際にアルバイト料をもらいながら学童保育事業の補助をしていることもあります。そういったアルバイトやボランティアもきちんと申告して、例えばリフレクションを教員とともにできれば、例えばそれは、ただ見学する、みんなでぞろぞろ行くよりは、ずっと参加型の実習体験であると思いますので、そういったことも個別に実習に読み込んでいく工夫は可能でしょうか。

○北村座長 はい、もちろんです。今、決めているのは、ミニマム・リクワイアメントで、一番やる気のない、一番できない大学でも、これだけはしてくれということです。そのやる気のある子あるいは素晴らしい大学は、これ以上のことを当たり前ですがやっただいて、最低限5分野80時間くらいは見学型の実習でもいいから、参加型だったならいいのですが、5分野を平均で2日ずつくらいは見せてやってほしいというミニマム・リクワイアメントです。一応、これが今現在のたたき台案ということで、次に行きます。

今度は、メインの大学院です。大学院の実習時間は、普通の大学院で200時間以上くらいあります。専門職大学院ですと、450時間くらいあります。今回、大学院が1号のメインになりますが、1号ルートの大学院で実習は何時間何単位がいいかということで、厚生省の案ですと、たたき台だと、確か私の記憶だと18単位だったと思うのですが。

○松本主査 今回はそちらの資料は出していないのですが、まだたたき台ですので、時間が決まったわけではないということです。ちなみに前回出した資料ですと、大学院の実習時間は、例えば「630時間」と書いてはあります。また、本日の資料、参考資料4ですが、こちらが各団体からのヒアリングの内容をまとめたもので、大学院の実習時間については、

2 ページの一番下に、それぞれの資料から抜粋したものが書いてあります。御覧いただければと思います。左から「合計 270 時間」「210 時間以上」「450 時間」「200 時間以上」という数字を書いています。議論の参考にいただければと思います。

○北村座長 国家資格推進連絡協議会が合計 270 時間、学術会議が 210 時間以上くらい、専門職大学院は学内と学外を合わせると 450 時間、片や公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会だと 200 時間以上、随分違いますね。ということで、もちろん絶対見学は駄目とは言いませんが、メインは参加型で、自分で実際に行う、体験型というか、その実習がメインになるということは、間違いないですね。そこで議論をやるよりも、時間でどれくらい。それから、大学院の資料がありましたね。川畑先生からまた頂いた。

○川畑構成員 はい。

○北村座長 それはどうですか。

○川畑構成員 これは、前回、学内実習施設がどういうものかについての話がありましたので、エビデンスになるかどうか分かりませんが、現状はどの程度のケースを集めて、実際どのくらいのセッション数をこなしているかについて、紀要に基づいて推計したものです。

○北村座長 時間が分からないのですか。平均 60 回くらいで、会うのが 1 時間で、ディスカッションが 1 時間で、そうであれば 120 時間、もう少しありますよね。

○川畑構成員 そうです。

○北村座長 200 時間くらいになるのかな。友人がやっているのを見学したりすることもあり、決して平均 60 回は多いわけでもないけれども、少ないわけでもない、結構な量ではありますが。実習を何時間くらいにしましょうか。専門職大学院くらいに合わせるべきかと思っているのですが。

○増田構成員 実習のことも含めてですが、この公認心理師法では第 7 条の 1 号と附則第 3 条で、学部 4 年、大学院 2 年という中で理論と実務とを経験していく。しかもハハの養成ということで考えたときに、私たちのほうで考えて提案しているのは、まず学内施設での実習施設での実習をしっかりと行うと。その中に電話受付や事前のロールプレーなども含む。そして、ケースを担当して個別の SV や事例検討等も行うということで、学内実習施設では 180 時間という提案をしています。

前回の議論の中でも、クライアントさんの心を扱うので、非常に事前にしっかりと倫理や心構え、スキルなどを身に付けて、安全が第一だということだったと思います。そういう意味では、自然とケースを持つ、事後の学習も含めて学内施設では 180 時間。それから、汎用性という意味で、先ほど大学の中で 5 領域を見学ということがありました。学部でしっかり見学をして、いろいろな現場があるのだということを知る。その上で大学院で再度見学に行ってもいいかと思うのです。学部で見て聞いてということと、大学院で実際に自分が公認心理師になるのだと決めて入ってくるわけですから、そこで実際の現場の話を聞いて、自分で調べていくというのは、身に付き方が全く変わってくるので。それも含めて

学外実習は各領域 90 時間で、5 領域でいくと計 450 時間という提案をしております。

○北村座長 学内、学外を合わせて、450 時間ですね。

○増田構成員 はい。

○北村座長 1 単位 45 時間として 10 単位分に相当します。勤務時間を 8 時間勤務として、1 週間に 5 日働くと、5 掛ける 8 は 40 なので、大体 1 単位というのは 1 週間の実習に相当するというイメージです。そうすると、450 時間は 10 週間です。6 年の教育課程で、10 週間と、先ほど決めた学部の 2 週間を合わせると、12 週間の実習になります。一見多いように思いますが、同じ 6 年間の教育の医師ですと、現在は 60 週以上と言われています。5 分の 1 になります。看護は 4 年間ですが、4 年で 200 数時間です。

実は、ほかの座長をやっていて、あん摩とか柔整などでも、300 時間近くの実習をやっています。もちろん、4 年制とか 3 年の専門学校もあるところですよ。6 年間で 450 時間というのは、決して多い数字ではないので、このようなところで、これ以上ぐらいいで、ミニマムで言えば 450 時間ぐらいいはどうでしょうか。

○宮脇構成員 確認したいのですが、今のお話は、例えば学内施設と学外施設の実習を含めて、450 という形で考えるということですか。

○北村座長 はい。

○宮脇構成員 学内施設は必ずということではなくて、学内と学外で 450。それともう 1 つは、5 領域全部行かなければいけないのですか。

○北村座長 それは議論です。先ほど言ったように、体験型で 5 領域全部行くというのは大変です。ましてや、司法は個人プライバシーもありますし、学校などは子供もセンシティブですし、なかなか難しいので。イメージとして、すごくいい大学があったら学内で実際に会うのだけれども、指導医や友だちがいて、ちょっと言えば温室のような所で少し腕を上げて、それから外で鍛え直してもらうという。もっと危ない所は資格を取ってからというので。

分かりませんが、1 か所ではさすがにまずいので、5 分野のうち 2 分野あるいは 3 分野以上というようなのが。

○宮脇構成員 複数箇所というような感じでしょうか。

○北村座長 そうです。

○宮脇構成員 医療を必修というようなことも意見でありましたが。

○北村座長 前回にありましたね。やはり医療を必修にしないとまずいでしょうね。

○宮脇構成員 そうですね。では、逆に言うと、医療とその他の所を、少なくとも 1 か所、学外実習という感じで、トータルして 450 ぐらいいという形でしょうか。

○北村座長 そうです。

○川畑構成員 実習時間としては、現在教育している臨床心理士の大学院であれば、そのぐらいいの時間数は実質可能というか、している所も多いのではないかと思います。

1 つのポイントは、週というのは続けて行かないといけないうことでしょうか。

○北村座長 2 年間の間ということです。学校によっては毎週同じ人が来るから、毎週火曜日にというようなやり方もあるようなので、時間がそれになればいいのではないのでしょうか。

○川畑構成員 問題は、学内実習施設でも学外でもいいという部分なのです。きちんと面接ができるという形を研修しようと思うと、やはり学内実習施設が最も適している場所だと思います。ですので、学外実習施設を活用するということはあると思うのですが、内容については規定していただく必要があるのではないかと、その部分はマストにしていだかないとまずいのではないかと思います。

○北村座長 2-3 で考えようかと思っていたのですが、よろしいですか。

○川畑構成員 そうですか。

○吉川構成員 時間のカウントについての確認です。1 時間は現場で、1 時間はリフレクションでということと今のカウントなのですが、実際は自分自身で記録をまとめる時間など、スーパービジョンということで、大まかに言って 1 時間セッションした場合に 3 倍の時間は取っていると思いますし、実習もやりっ放しというのが非常に困ります。ただ駆け回ればよいということは、本人の心理職アイデンティティも拡散してしまいますので、現場で体験したことをまず自分でしっかり記録にまとめ、グループで体験を共有する、教員と理解を共有する、リフレクションを更に深めるスーパービジョンということも考えると、実習の事前指導、事後指導も含めた時間数と理解してよろしいでしょうか。

○北村座長 当然だと思います。

○宮脇構成員 もう一点確認です。先ほど大学のときに、40 時間を 1 単位と考えて 80 とおっしゃっていましたから、この場合も 40 にしたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

○北村座長 450 以上と思っていたのですが、バナナの叩き売りではないのでどちらでもいいのですが、400 か 500 か。取りあえず 400 にしましょうか。多少はずれるかもしれませんが、そのようなものです。専門職大学院は 450 と書いてあるから、それを減らしたと思われたくないのです。専門職大学院並みのことをやっていると思ってほしいという、それだけのメッセージなのです。

○吉川構成員 専門職大学院は進化系ともいえる理想になっておりまして、非常にレベルが高いです。

○北村座長 だから、それを値引きしたくなくて、我々も理想を追っているのだと、ただそこにこだわっただけなのです。

○宮脇構成員 時間としては 450 ということですか。

○北村座長 本音は、450 時間プラス 1 分ぐらいで、専門職大学院よりは上だという。取りあえず 450 で置いていただいと。

もう 1 つ、ここにはないのですが、実習は決まったけれども、講義はどうするかという部分も、少し議論したほうがいいと思います。座学については、何か案はあるのですか。

大学院での座学は何単位以上とか、そういう取決めはあるのですか。

○松本主査 前回議論したところということでしょうか。

○北村座長 それだと何単位でしょうか。やっていないでしょうか。学部はやったのだけれども、大学院はやっていないですか。

○松本主査 そうですね。大学院は、卒業に必要な単位は 30 単位ということになっていて、たたき台でもそれよりも少し少な目で、例えばという形で出していましたが具体的な数字ではないので、もし議論するのであれば。

○北村座長 450 時間は大体 10 単位に相当するので、30 単位以上であれば、あと 20 単位分があります。授業にきちんと行くと、2 年間で何単位ぐらいになるのでしょうか。1 年に 30 単位という計算でいいですか。

○宮脇構成員 大学院だと、2 年で 30 単位が上限ぐらいではないのですか。

○北村座長 30 単位以上取らないといけないのではないですか。

○宮脇構成員 下限ですか。

○北村座長 下限です。大学院にはキャップ制というのがあるのですか。

○浅野専門教育課長 1 年で取る科目数なので、それは上限を定めることになっているだけで、その上限の基準はないのです。

○北村座長 ないのですか。2 年間であっても、1 年間で 30 単位取ってしまって、2 年目は残りの実習を少しやって終わりだという気持ちにさせたくないし、国家試験対策で、後は国家試験対策というような大学院が選ばれるような世の中も好きでない、2 年間きちんと勉強しないといけない単位数が必要ではないかと思っているわけです。

だから、10 単位の实習プラス座学、演習を含めて、せめて 20 単位ぐらいは入れたいかなど。演習を含めてというのは、実は学部でやる講義のような、パワポを見せて「分かりましたか」とやって、振り返ったら全員が寝ていたというような授業を、大学院でやってほしくはないので、せめてペーパーケースを出して、こういうクライアントがきた、グループでどうするか検討する、それを発表するとか、アクティブにやってほしいのです。座学というと、先生が 1 人で 59 分しゃべって、1 分間質問を受け付けて終わると、このようなものは絶対にやめてほしいのです。ペーパーケースを演習と言うならば、演習スタイルやゼミスタイルを中心に 20 単位ぐらいと言ってみたかったのですが、いかがでしょうか。

○黒木構成員 前に調査したときの大学院のカリキュラムのデータですが、指定大学院が大体 26 単位を修了要件としておりまして、専門職大学院が 44 単位以上です。実態としては、50～52 単位の取得を大学の大学が指定しています。

さらに、修論の提出あるいは臨床実践レポートの提出を課すことには、大学院によって差があります。参考までに御紹介させていただきました。

○北村座長 30 単位をマストとしても、それ以外に修士論文なりは書く余裕はありますか。

○黒木構成員 あるということになります。

○北村座長 マストが多すぎて論文を書く時間がないというのも申し訳ないとは思いますが、取りあえずのたたき台として、演習を含めた実習でない部分で 20 単位ぐらいのミニマム・リクワイアメントにするとして、内容に関してはまたゆっくり検討したいと思っていますので。

○宮脇構成員 内容に関してはまたじっくりということは大いに歓迎なのですが、演習にかなり力を入れていただきたいと思います。現場に行って戦力になるようなアセスメントとか、カウンセリングのあれなど、演習を大事にしてもらいたいとは思っています。

○丹野構成員 大学院の授業は、たたき台だと、「公認心理師実践学」というタイトルで 6 単位です。その 6 を 20 単位にするということです。座学の知識の部分は、学部で既に身に付けているものとして、大学院では実践に関わる実習の前段階のような演習なので、普通の講義ではないということですね。

○宮脇構成員 そうです。

○丹野構成員 分かりました。賛成です。

○黒木構成員 今のところ、かなり心理学の細かい分野、細かい流派ごとの授業になっていますので、医学部のように TBL とか PBL といった形で展開しないといけないでしょう。その辺の教育モデルは根本的に考え直す必要があると思われます。

○北村座長 絶対に、国家試験対策に気合いを入れるようなことのないようにしたいのです。国家試験対策がきちんとしている大学院が人気があるというのは最悪ですので、今おっしゃったように、本当に実践できる能力を育てる大学院だと、国家試験などは余裕で通る大学院だというものをお願いしたいと思っています。

そしたら、2-2(1)の実習を実施する施設の種類や数などについてどう考えるか、(2)の指導体制についてどう考えるかです。これに関しては、パワポの 2-2 です。

たたき台で数字を言ってみますと、5 分野のうちの 3 分野は行ってもらいます。そのうちの 1 分野の医療はマストで、あとの 2 分野はその大学あるいは個々人の興味で決めてよしというぐらいでどうでしょうか。3 分野は多いということはないですよ。そのようなところでよろしいですね。

その下の 2-2(2)の指導体制です。この制度が順調に動けば、公認心理師になって 5 年の経験のある者のようなことで、指導者でいいと思います。これのたたき台はあるのですか。何年とか、あるいは移行措置ではどうしようかというような。

○松本主査 スライドの 11 枚目ですが、こちらは前回も御説明しましたが、担当する教員の要件です。指導者については言及されていないのですが、指導者も同様に考えてはどうかと思っています。心理師の資格を取得後、何年か以上業務に従事した者と、それプラス講習会を受けるという要件を課すと。実習の指導者、教員と実習生の割合については、実習生何人に対して教員 1 人以上と定めてはどうかということが基本としてあります。

ただ、最初は、公認心理師の資格を持っている人が、少なくとも、一定以上業務に従事

した者となるには時間がかかりますので、経過措置としては、2 つ目の○にあります。

「例えば以下のような要件としてはどうか」ということで、大学の教員については何年以上教育に従事した者、実施施設の指導者については一定の経験を積んだ精神科医や当該医師が指名した臨床心理技術者と、たたき台としては書いております。

○北村座長 そうすると、座長案を述べてみますと、1 つ目の○、公認心理師の資格を取得後 5 年ぐらいかなと思います、指導者は。その下ですが、実習生 3 人につき 1 人だと辛いですかね。

○宮脇構成員 それは大学院ですか。

○北村座長 そうですね。

○中嶋構成員 時点でということですか、2 年間にわたり。

○北村座長 2 年間です。1 年生、2 年生を合わせて 3 人では、少し厳しいですか。4 人ですかね。実習生 5 人につき担当教員 1 人、学外はもっと厳しく 3 人にしますか、学外も 5 人ですか。

○黒木構成員 今の大学院の教育体制ですが、院生 1 学年 10～15 名に対して、専任の教員が 5 名以上の有資格者です。有資格者というのは、臨床心理士ということです。

○北村座長 そしたら 3 人ですよ。

○黒木構成員 3 人です。学外実習施設には、複数の臨床心理士が在職し、現場で指導できることを条件としています。

○北村座長 おおむねそういう線で、5 人でいきましょう。2 学年で 5 人ですから、1 学年でいうと 2.5 人ですね。

次に 2 つ目の○で、今は公認心理師がいないので、教員については大学又は大学院において 3 年以上、ただ助教以上ぐらいでないともずいずいすよね。ただ、居たというのではよく分からないですね。助教以上だと、専任が多いと思うのです。細かい、週に何日働くとか、そういうのは置いておいて、普通にいう助教以上の教員で 3 年以上やった者を、暫定的な指導者として、その方 1 人当たり、大体 5 人の大学院生を指導するという、妥当なところですよ。

○沢宮構成員 数については座長の御提案で異論はございません。

2 つ目の○で、「担当する教員及び指導者の要件」、特に経過措置についてという所ですが、教員については「大学又は大学院において 3 年以上心理分野の教育に従事している者」となっています。言わずもがなとは思いますが、公認心理師の実習担当ですので、ここは「臨床心理分野の教育に従事している者」と明確に規定しておいたほうがよろしいと思います。

○丹野構成員 それは「心理分野」でいいような気がします。実情はそうなのでしょうけれども。

○沢宮構成員 実質的には臨床心理分野になると思うのです。

○増田構成員 実習を担当しているのですが、教育領域で言いますと、そこの教育領域、

適応指導教室、発達通級教室等、そのことをしっかり熟知していること、大学院生ですが、実習に出す前にかなり指導していく、それから大学院生で事前に学習して、いろいろな注意をして行きますが、いろいろなトラブルも起こるわけです。そうすると、その病院なら病院、福祉なら福祉の領域で、一定の実務の経験がないと、なかなか対応できないということも起こってくるのではないかと考えていますので、「心理分野」というよりも、「心理業務に就いたことがある」ということが、非常に実習の質を担保する上でも、安全を担保する上でも必要かなと考えています。

○北村座長 ただ、余り基礎の心理の先生と臨床の心理の先生の対立を助長するような文言を書きたくないので、心理の先生でも実習担当になるには、学内でFDをしっかりと受けてもらって、安全とか実習の目的などを理解した上でやっていただくと。専門職でない限り、そんなにたくさんCEの先生がいるわけでもないの、そのように思うのですが。

○中嶋構成員 上の○の所では、所定の講習会が義務となっていますが、私は下の○でも、所定の講習会をでき次第受けることが望ましいと書くべきなのか、それとも必要だと書くべきなのか、それが必要だと思います。

○北村座長 私も、正にそう思います。それを書いていただけますか。書いた以上、講習会をやらないといけないので、間に合うように講習会を企画していただきたいと思います。ここの先生方が講習会の指導者になることを前提の上で、よろしくお願いいたします。

○増沢構成員 今の教員の要件ということで、増田先生がおっしゃったことですが、実習に出すわけですね。医療が必須の、あと2領域ということで、いろいろな実習先との交渉、実習先とうまく調整し、探し、開拓しというようなことを考えていったときに、先生がおっしゃっている業務経験、そういった領域で業務を経験したということ、ここに入れ込むのかどうなのかという話で、ここまで理想を言ってしまうといいのかどうなのかというところだと思うのです。望ましいのは、その業務を経験している人で、その人が実習するときには、一番いいスーパーバイザーになるのは間違いないわけなのですが、そこはどうでしょうか。

○北村座長 そこまで言い切ると、本当に人がいなくなってしまうので、実際は指導者としては責任はもって行くけれども、実際はそこで働いている刑務所の人に一緒にやらわざるを得ないのではないですかね。

○増沢構成員 そこは、また講習等で埋めるという考え方でいいわけですか。

○北村座長 はい。

○宮脇構成員 一番下の経過措置の期間の現場での指導者が、「精神科医」と書いてありますが、行き場によっては医師の場所ではない、そういった所は、どのような。例えば医療以外の所ということもありますし、また医療でも小児科ですとか、ほかの所などもあると思うのですが。

○中嶋構成員 そうですね、一定の経験を積んだ臨床心理技術者、その中に精神科医を含むという形で下げておくのがいいのかなと、個人的には思っています。いずれにせよ、所

定の講習会を受けていただくので、そういう形です。

○北村座長 「一定の経験を積んだ臨床心理技術者(精神科医を含む)」というような形でやりましょうか。

○宮脇構成員 そうすると、先ほどの所定の講習会というのは。

○北村座長 精神科医にも当てはまると。だから、ポツの3つ目で、所定の講習会を受けた者と。

○吉川構成員 1つ目の○の・の4つ目ですが、学外の実習施設の担当指導者の確認です。医療現場は問題ないのですが、福祉と教育になった場合、担当指導者なくして現場でボランティア的な活動をしましたと、そのことについて指導するのは学内の教員ということも可能でしょうか。

○北村座長 もちろん学内の教員が行くのはいいけれども。

○吉川構成員 現場ではなく。

○北村座長 少なくとも、コントロール下にあると。

○吉川構成員 コントロール下にある。連絡を取りながら、その経験について一緒にリフレクションしていく、それで大丈夫と。現場には担当指導者がいないという、福祉の実習や教育実習はあり得ると考えてよいのでしょうか。

○北村座長 望ましいことではないですが、仕方がないと。

○吉川構成員 はい。

○丹野構成員 3つ目の「学外の実習施設の人数」なのですが、これは大学院を想定していますよね。大学学部の実習の指導者も、これに準じるということでしょうか。これだときついような気がします。

○北村座長 5人だときついのですか。

○丹野構成員 きついと思います。それに、大学だとたくさん学生もいますし、大学院とは少し違うので、別にしたほうがよい。

○北村座長 原則見学型にしましたから、5人というわけでもなくて、学部は別に書いていたほうが。学部は必要かどうか。

○沢宮構成員 「実習を担当する教員及び指導者の要件」については大学院をイメージして話していたのですが、学部については別に考える必要がありますね。

○北村座長 学部に関しては、見学ですから緩くてもいいと思いますが、指導者はいないと駄目だと思います。何人に1人というわけではなくて、1グループに1人と。グループが20人だったら仕方がないのではないですかね。

○川畑構成員 学部については、この限りにあらずということですか。

○北村座長 とか、また別に書くか。指導者だけで、実習生何人につきというのは要らないと思います。

その下のページは少し重い、附属臨床心理相談室の位置付けですが、川畑先生に調べていただいた参考資料3を見ていただくと、院生1人当たり、2年間の担当患者数で、0~1

が3校とずっと書いてあります。3人以上4人未満までには、この4つで合計すると30%ぐらいになります。

○川畑構成員 はい。

○北村座長 そうすると、3分の1の学内施設は、2年間行っても3人以上4人未満だから3.5人とか、それだけなのです。そこまで認めていいのかと。うちは1人の人に手厚く教育していると。170時間2人の人でやったと言われてもねと思うのです。

下の表でインタビューの回数だと、30回以上40回未満だから、35回以下で35%ぐらいです。30回会えば、いいかとも思うし。大学院2年間で30回。2か月ぐらいで終わってしまう量ですよ。

○川畑構成員 これは実際はもっと多いほうが望ましいと私も思うのですが、ただ大学院の継続的な心理相談のケースというのは、例えば保険も効きませんし、相談者が自発的に来談して、来談意欲を維持しながら、1回50分を毎週続けていくというような内容なのです。全く経験のない院生がそういった信頼を勝ち得て、継続的な相談に持ち込めるということ自体が、かなりハードルが高い実習だと考えています。

経験数としてこれで十分なのかというと、確かにもっとあるべきだと私も思うのですが、決して、30セッションしか2年間でやっていないので、それは不合格とすべきかどうかということ、その辺は分かりません。

ただ、ケース数については、3団体案で3ケース以上は持つことという基準を示すということが非常に重要で、セッション数についても、私は例えば30回以上の面接回数を持つところから始めて、学内相談室はそれに見合うような形で努力するというのが、公認心理師の質を高める上では重要ではないかと考えています。

○北村座長 もう1つの論点は、参考資料5を見てください。これが精神保健福祉士法施行規則の第2条で、「厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする」と言って実習施設が決められています。14番を除けば、全ての実習施設が何とか法に規定する何とか施設とか、何とか法に基づく何とか、精神科病院は当然、医療法なりに基づく精神科病院ですが、この学内相談室というのは実は基準法がないのです。明日からうちは開きますと言ったら開けるので、届出制も何もないのです。

それから、学外で心理相談室を開いている人がいて、その人がいい先生だからそこに実習生を送ってもいいかと言われても、心理相談室というのは何ら法に基づいていないし、届出もないので認めていいのかどうか。その疑問があるのですが、どう書いたらいいですか。学外の心理相談室に実習を出していますか。出していないですか。

○川畑構成員 例えば試験機関が各相談室の実態を提出させて、そして実習相談室として適切であるという認定をしていただくという形は、いかがでしょうか。

○吉川構成員 何ら法的基準がないというお話ですけれども、実質、臨床心理士資格認定協会のほうでは、必ず大学の学則に基づいて設置されている学内相談室という規定のベースがありますので、公的な法律とは違うと言われるかもしれませんが、それなりの基準が

設定されています。設置の際には臨床心理士資格認定協会が施設についてしっかりと審査をして、もちろん指導者の適格性についても審査をしています。あと、しっかり認定協会のほうの資料を熟読していただければ読み取っていただけるかと思いますが、どのように来談者を集める目標として実習生一人につき3人担当できる数を目指しています。ただ、各指定大学院についてはいろいろな実態がある。地域の特性もあるということです。

とても大事なことです。施設として公認するかどうかというよりも、このように学内の学則に基づいて設置されている施設を実習施設として認めるかどうかよりも、それぞれの施設で受験生一人一人がどういう実習をして来られたかということではないか。総数、平均値ではない。実は私たちの実態として全員平等にケースがいくように、できるだけ配慮したいですけれども、その実習生の準備が整っていない場合は担当させられません。それは附属心理相談室が社会的に責任を負っているからです。そうすると、実習担当できていない受験生というのが出てくるのはまずいだろう。だから施設というよりは、その施設でもってどういう実習をしたかを申告してもらい、それを例えば、相談室はきちんと学則に基づいた施設ですから相談室長がいます。その相談室長が認定することによって受験資格とするというように、個別にカウントしていただく方式がいいのではないかと考えています。

○北村座長 施設認定というのは無理ですか。大学に設置された学内相談室でも年間何人以上の来談者がいて、何回以上の面接をしている施設みたいな施設認定は無理で、むしろ学生個々で学内の施設では何単位、そこでは何人以上に面談し、何回以上の面談回数をもって修了とするみたいな個々人の数字で規制したほうがいいですか。

○増田構成員 よろしいですか。2つ必要だと思います。1つは学内実習施設をどう認定するかということが必要で、その次に学内実習施設でも先ほど言われたようにケースが持たせられないということもあるでしょうから、どういう実習をしてきたのか、ケースを担当してきたのか。そこも公認心理師を受けるためには考えるべき視点ですので、2つの視点を持っておく必要があるかなと思います。

○宮脇構成員 確認ですが、学内施設と学外施設と両方での実習で総時間が450ということ、学内施設で面接ができなくても学外で450やれたら、それはそれでよろしいのですね。

○北村座長 安全を確保していただいて、先ほどの議論だと温室的な所で丁寧にやって、初心者から、ちょっとできる子にしてから外に出したほうが安全だよという議論だったし、下の部分を吹っ飛ばしてしまうと危ないことは危ないので、そこは。

○宮脇構成員 ただ、気になるのは、例えば前回も出ていましたけれども、大学によっては大学の置かれている地域によっては来ない場合があるとか、あるいは来ても、うちなんかでもそういう学内施設を作ろうと思ったときに大学の立地の問題があって、ある種の人しか来てもらえないということがあり、いろいろな制限がありますので、その辺のところは柔軟にというふうに思います。

○北村座長 おっしゃるとおりです。都心にある大学院と、地方にあって、それも町中でなく郊外の山の上にあるような大学院もあって、そこでどうするかというのは難しいのですが、何らかの規制は必要な気がします。増田先生がおっしゃったように、両方で、実習の修了認定の要件というのは、こうこう、こういうような施設で総計何人、何回以上の面接、そのレポートというかポートフォリオと言っていますが、それを確認できる形で修了する、そんなところではないですか。2 時を過ぎたので、次、いきます。観点の 2 です。事務のほうから 2 枚目で御説明をお願いします。たたき台その 2 です。

○松本主査 資料 3 を御覧ください。たたき台その 2 ということで、続きまして 3. から 6. まで論点を 1 枚目に書いています。3. が大学卒業者の実務経験について、4. がいわゆる現任者の範囲について、5. が国家試験について、6. がその他となっています。

まず、3. の実務経験からですが、こちらに関しましては合計 4 つの論点を記載しています。大きく分けて実務を経験する施設についてと、実務を経験する期間についてということです。1 つ目は施設の種類についてどのように考えるかということです。現状として、法律における規定の御紹介ですが、公認心理師法第 7 条第 2 号では、大学卒業後、省令で定める施設において省令で定める期間以上、第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為の業務に従事した者に該当することが受験の条件となっていますので、省令において定められた施設で業務に従事することが受験には必要となってきます。

2 つ目の○ですが、法の附則の第 3 条と附帯決議において、これまでも紹介しましたが、これも大学卒業後、一定期間の実務経験を経た者、こちらは第 7 条第 2 号に定める者と同義ですが、こちらが同じく第 1 号に規定されている大学院の課程修了者と同等以上の知識及び技能を持つことになるように配慮することと書かれています。

3 つ目の○については、ほかの国家資格の例ということで、いわゆる名称独占資格の精神保健福祉士と管理栄養士の実務経験についての規定を参考資料 5 に記載しています。こちらは先ほど御紹介がありましたけれども、書かれているようなことが省令で実務経験の施設あるいは期間ということで定められているものです。

検討に当たってのたたき台としましては、実務を経験する施設について、第 7 条第 1 号に定める者と同様以上の知識及び技能を持つことになるよう、大学院において実習を実施する施設を参考として、その設備あるいは人員配置等が一定程度整備された施設になるように検討してはどうかと記載させていただきました。

続いて、2 つ目の論点ですけれども、複数分野の施設で実務を経験すべきかどうかという点についてどのように考えるかということで、たたき台を記載しています。基本的には大学院での実習の内容あるいは実施施設等を参考にしつつ、以下の点を踏まえ検討する必要があるのではないかということで、3 点記載させていただきました。1 点目が、大学院において複数分野の施設での実習を課す場合、こちらの第 2 号に規定する実務経験の施設も複数経験することが望ましいのではないかと。一方で、実務経験を行う者は、大学院生と違って勤務先との労働法上の契約を結んでいることから、勤務先以外での別の施設におい

て継続した実務を行うことが現実的に可能であるのかどうか。また、各施設において、主たる勤務先以外の施設として実務経験を行う者の受入れが可能であるか。以上の3点です。

なお、法律上は受験資格の取得は第7条の第1号から第3号まで3つ要件が規定されています。いずれの要件についても実現可能性を考慮する必要があるのではないかというのを、2つ目のたたき台として記載しました。

続いて、実務を経験する期間についてということで、1つ目、具体的な期間をどのように規定するかということです。現状、法律上でどのようなになっているかというと、先ほど御紹介したように省令で定める期間以上、業務に従事した者としていますので、期間についての考え方も整理する必要があります。ただし、法律上「期間」とは書いていますが、総時間数まで省令で決める必要はありません。

こちらの期間に関しては、これまでの検討会、このワーキングチームにおいても意見がございました。1つ目の○、期間については主に「2年」とする意見と「5年」とする意見がありました。理由については記載しているとおりです。2つ目、一方で具体的な期間を議論する前に、1号と同等以上になるためには、どのようなことが必要なのかを考えるべきではないかという意見もありました。また、期間、年数に加えて業務に従事する時間数の下限を設けるべきという意見もありました。

続いてのスライドにたたき台として書いています。1つ目、最終的に実務を経験する期間は、実際には何年以上ということになりますけれども、何年と定めることが想定される一方で、1号の者と同等以上の知識・技能を持つようにするためには、下記の点に留意する必要があるのではないかということで、こちらも3点記載しています。1号の者と同等以上の知識を有していると言えるか。同じく同等以上の技能を有していると言えるか。何をもってそのように考えられるかという3点です。

2つ目の○ですが、年数の目安を整理するに当たっては、大学院における各施設での実習の単位数、ここでは時間数という話がありましたけれども、こちらの量というのにも考慮する必要があるのではないか。

3つ目の○ですが、もし年数に加えて時間数を規定する場合には、下に見えてある2点を踏まえた検討が必要ではないかということで、1点目は事務手続上の話になりますけれども、2号に該当するかどうかについては他資格の例を参考にしつつ、証明書など所定の書類提出を求めることになると考えられること。また、何をカウントして何をカウントしないか、どういう時間をカウントするのかという時間の換算方法についても別途定める必要が出てくると考えます。

もう1枚おめくりいただいて2つ目、こちらは期間の換算方法についてどのように考えるかということで、何年以上と定めた場合、何をもって1年とするかということです。既存の考え方で、いわゆる「常勤」という雇用形態がありますが、こちら勤務時間というのは決まった時間数が定められているものではありません。例えば診療報酬とか精神保健指定医の規定ですと、常勤医師というのは週4日以上常態として勤務しており、かつ、所

定労働時間が週 32 時間以上であると整理しています。他資格の例ですと、例えば精神保健福祉士では実務を経験する期間の要件として、雇用形態にかかわらず年間を通じた勤務時間のおおむね 5 割以上、精神保健福祉士としての業に従事することとしています。こちらの詳細につきましては参考資料 6 に書いています。

検討に当たってのたたき台としましては、常態として勤務する週当たりの日数及び所定労働時間数の目安を定めて、それに基づいて換算することとしてはどうかというふうにしています。ただ、一方で、妊娠、出産、育児、傷病等の理由、研究、留学等の多様なキャリア形成のため、その他正当な理由により休止又は中止した場合の取扱いについても、どのようにするかと書かせていただきました。実務経験については以上です。

○北村座長 ありがとうございます。御存じの 2 号ルートの大学を卒業して実務経験をしていくルートで、実務経験の内容と期間を決めなければいけません。施設の種類からいいますが、これは大学院の学生が実習に行く施設と決めていいですか。

○宮脇構成員 大学院の学生が実習に行く施設では少な過ぎないですか。実習に行ける施設だけを対象に、実務経験を積む施設というのでは。

○北村座長 そうなのです。だから大学院におんぶにだっこする形になってしまって、大学院と独立に要件を決められれば一番いいと思います。例えば精神科で何例以上診ている施設とか、指定精神科医が何人いる所とか、そういう決め方もありますが、ほかの分野はなかなか難しいと思います。それから、もし学校の分野でカウンセラーに雇われたとしたらどうカウントするか。期間もそうですが、小学校であればどこでもいいのか。指導者もいないですからね。

○宮脇構成員 少し極端な言い方かもしれませんが、医療とか福祉の領域以外の所で資格がないのに常勤として勤めるというのは、実際には余りないのではないかと。可能性があるのは医療とか福祉の部分でごく一部、そういう可能性が残っているのではないかと思います。その場合などは、先ほど言われたように実務に 5 年以上就いている経験者がいて、あるいは講習会をちゃんと受けている方がおられる所とか、そういう形で限定するのが实际的ではないかと思います。

○川畑構成員 臨床心理学の歴史からすると、むしろ司法分野の少年鑑別所には心理技官、法務技官という職があり、常勤で心理業務をしています。学部卒でなられる方がたくさんいらっしゃるわけです。そういう意味で言うと必ずしも医療、福祉には限らない。逆に私はお伺いしたいのですが、医療機関であつたら自動的に心理業務をされているのかどうか。実際、心理士の仕事をされている医療機関というのは全てではないですよ。それから、無資格の学部卒業生を患者さんに会わせるというようなことが、病院で雇用して可能なのかどうか。これは教えていただきたいと思います。

○中嶋構成員 直接、そのことにお答えすることになるかどうか分からないのですが、基本、きちんと教育、研修する仕組みがある所ではちゃんとやれるし、教育、研修の仕組みがない所ではいくら経験させても駄目だと思います。今回の仕組みは公認心理師という専

門職を育成するという仕組みですから、公認心理師を育成する意図があって大卒で雇用して、きちんとプログラムを持って研修をさせる。そして最終的には受験の前に、この方は他のルートと同等の資格を持っているからということを、法で証明というか確認をしていただいた上で受験をさせる。そういう教育、研修の仕組みがきちんとあるような体制であれば、当然、受け入れて教育できると思います。そのような場所に心理職がないというのはとんでもないと思いますし、当然、心理職はおられるのが前提で、しかも、可能であれば複数の心理職がいらっしゃる所をイメージして、教育の仕組みを作るのがいいのではないかと。

施設の要件ということ言えば、そういう指導者養成プログラムなり講習会を修了していて、かつ、受け入れる前にプログラムがあり、そのプログラムに基づいた形で受け入れるということがあった上での証明が構成要件になっていること。それであれば逆に5年だろうが10年だろうが、自分は週1日やっていたので受験資格がありますということではなく、きちんとした所であれば私は2年で与えてもいいのではないかと考えています。

○北村座長 期間は別として、プログラム認定というのは1つの良いアイデアだと思いますね。こういう公認心理師の受験資格を取らせたいという施設は、そういうプログラムを厚労省、実際は地方厚生局に出していただいて、医師の研修と同じで、それが認定されれば定められた数の公認心理師候補者を受け入れることができる。細かい要件に関しては省令で決めるのですが、今、おっしゃったように指導者がいることと、十分な経験が積めることが担保になると思います。だから、例えば患者数が何人いる精神科病院は自動的になれるというのではなく、その人が書式にのっとったプログラムを書いて厚労省に申請して認可を受けたら、その人数だけ受けると。イメージとして臨床研修でいいのではないかと。

○中嶋構成員 付け加えますと、精神科専門医の教育をやっている精神科専門施設は、自ずとそういう形で認めていると思いますが、精神科専門施設イコール公認心理師指導施設になっていいかという、それは違う問題だと思いますので、きちんとその辺のところは認める仕組みがあったほうが良いと思います。

○北村座長 ありがとうございます。

○奥村構成員 この学部卒の方の受験資格を考えたときの最初の出だしですが、学部を出て公務員試験で入っている方がいろいろな所にいます。ハローワークにもいるということで、ここで機関をある領域と幾つか決めてしまうと、そこから漏れる部分が結構あるのではないかと。地方自治体なんかもそうですし。ただ、将来的にそこが公認心理師を採用していくという形になっていけば、だんだん変わってくることだろうと思いますが、当初、少し混乱するのではないかと。

○北村座長 具体的にどれくらいいますか。児相とかそんな所をイメージすればいいですか。

○奥村構成員 児相は福祉ですからあれですけど、ハローワークですね。労働分野の所と

か、あと、いろいろお役所で勤めておられる心理職がいますね。数がどうかよく分かりませんが、そういう者が「等」みたいな形で入れる形にしておいたほうがよろしいかなと。

○北村座長 そしたら、ハローワークからプログラムを出していただくと。ハローワークも厚生労働省ですが、それはそれとして厚労省に出していただいて、こういうプログラムで育てますと。その人数の範囲内で採用してもらうというのがいいと思います。

○黒木構成員 厚労科研の調査では、およその推計で約 8,000 名ですね、現在の日本で。少なく見積っても 5,500 名ぐらいの方は、そうした医療分野以外の福祉領域で仕事をしています。

○北村座長 それは現任者ですよ。

○黒木構成員 現任者です。現任者でそれくらいの人たちが仕事をしているということです。

○北村座長 新しい制度になったら、資格のある人を採用しますよね、恐らく。

○黒木構成員 はい。もっとそれは広がる。

○北村座長 そしたら施設のほうはいいとして、期間です。繰り返すのはやめます。ここに書いてあるように 2 年とする理由もあります。今、中嶋先生がおっしゃったように、プログラムにのっとって指導者が教えれば 2 年でいいのではないかという意見と、1 号と同等とすれば、1 号と同じ 2 年では全然足りない、5 年が必要なのではないかという意見がありますが、まとめたいです。両論併記で上に上げるのは余りやりたくないことなので。

○宮脇構成員 よろしいですか、私は是非、理念ということでお願いしているわけですが、2 年なら、どこで、どんな形で勤務していてもいいということではないと思うのです。時間数の下限として 2 年間、きちっと常勤常態職、専任職という形で働いていると考えれば 2,500 時間ぐらいは必要なのではないか。そこをちゃんとクリアできれば、先ほど言ったような施設で 2,500 時間以上やれば、2 年でも受験できるという形にしていただければと思います。そうでないと、せっかく大学卒の人にも機会を与えましょうというこの法律が、なかなか 5 年では実際には生きてこなくて、受験できない法律になってしまうのではないかと思います。

○北村座長 逆に 2 年だったら、みんながそっちに行くのではないかという危惧もあるのです。

○宮脇構成員 2 年で、決まった施設で、しかも 2,500 時間も「かつ」ですから、それもクリアしなければいけないとなると、ごくごく限定されてくると思います。

○北村座長 2 年間で 2,500 時間ですよ。

○宮脇構成員 はい。

○北村座長 1 年間で 1,250 時間ですね。1 週間 40 時間として 30 週ちょっと。

○増田構成員 学卒で十分経験を積んでという方も、もちろんいらっしゃるの承知ですが、公認心理師法の趣旨を考えまして附則も考えると、学部で 4 年間しっかり学んで、大学院で実務と理論をやり、その上で先ほど議論になりましたように実習時間が 450

時間、しかも汎用性ということで考えますと、5 年とは言いませんけれども、それに近い形での実務経験が必要なのと、もう 1 つは、医療や福祉などどこかに就職して、では他領域の汎用性の知識なりスキルをどう身に付けるか。先ほど中嶋先生がおっしゃいましたが、他領域のいろいろなものを身に付ける体制を、どう担保するかということでも変わってくるかなと思います。

○北村座長 ただ、1 号も復習すると 450 時間の実習ですから、実務の人は 450 時間なんてあっという間にクリアする。その次、他領域と言っても 5 分の 3 領域経験しましょうということですので、3 領域を経験しましょうと言ったら、多分、それはできると思います。あと知識ですけども。

○中嶋構成員 他領域のことについては、もう既に知識のところは大学で学ぶということがあって、あとは必要な連携をきちんと他領域とやるのが趣旨なのだと理解しています。ですから、最初からプログラムの条件のところに、実務経験の中でそういう他領域との連携をきちんと入れ込んだ形で、かつ、それが評価されるような形で入れ込むことをすれば、実際に大学院で経験できる実習とほぼ同等か、それ以上の効果が得られると考えます。

○北村座長 プログラムに、あと最低 2 つ他領域の研修をすることを入れるというのは、いいと思います。

○中嶋構成員 いえいえ、私の言っているのはそうではなくて、こちらのまとめにあるように、実際に常勤の人が他の領域での経験ができるかどうかは難しいものがあります。ですから、その領域でのプログラムの中に他領域と連携する。例えば医療であれば当然、福祉や教育、司法、産業という形で組み込めるわけです。

○北村座長 微妙なニュアンスですが、他領域に実際に行くのではなくて他領域で活躍している人との連携をもって、他領域の経験とできるのではないかという話ですね。

○吉川構成員 大学院の中で学びたいこととして、知識をどう実践に結び付けるか、そのブリッジをやるのが大学院だと。確かに、現場は実習に当たる部分の実践は多いと思いますが、どうブリッジするかというところ、どうプログラムしていただいても「大学院と同等です」と言えるかどうかです。附則の中にもありますように、第 1 号、第 2 号のどちらがメインルートか、大学院で学ぶことと同等にするためにはどうすればいいか。そのところは、もちろんプログラムには期待したいですけども、例えば今の病院でもありますが、院外研修日がある中で、そこは院外研修の中で、例えば大学院を受講していただくこともできると思いますし、ほかの現場について、経験を積んでいただくこともできると思いますし、そういう多様性がプログラムの中に含まれていれば。つまり大学院と現場実習の 2 年が同等だというのは、明らかに違うと思うのです。その工夫はお願いしたいと思います。

○北村座長 大学院の 20 単位の座学といった演習、座学を足しましたが、それを 2 号ではどうやってやって担保するかというのがあります。一番考えられるのは科目履修のようなことで、20 単位とは言わないですが、10 単位ぐらい受けてもらうという手はあると思

うのですが、大学院でそういう科目履修制度というのは作っていますか、あるいは作れますか。

○吉川構成員 もちろん作っています。

○北村座長 放送大学がそういう制度を作ろうかというようなことを言っていました。

○川畑構成員 科目履修という考え方は学部では成立するかもしれないのですが、大学院教育は、実際に実習経験等を演習的に実際に検討していく。それは理論を教える授業であったとしても大学院は少人数ですから、そういったことを常に結び付けるような形の教育が必要と考えています。

ということは、先ほどの「プログラムを現場において」ということですから、そのプログラムはそのような授業形態のものを用意することが、まず1つ条件になるのかなと思います。

もう1つは汎用性の問題です。医療の中で働いていて、ほかの機関との接点を持ってという形での経験は、医療のサイドから見た視点で物事を見る形になると思います。汎用性の重要なところというのは、その領域に限定されない、つまり人間をトータルに見て、教育も福祉も医療も、様々な分野をトータルに見るということ、そのような資格を公認心理師とうたっているわけなので、一現場に限定される実習経験で教育されたということは、法の趣旨に反するのではないかと私は思っています。

○北村座長 人によりますよね。相手の立場になって考えられる人と考えられない人がいますから。

○宮脇構成員 今おっしゃられていることはすごくよく分かるのですが、もう一方で、例えば医療や福祉の現場などに行くと、多職種連携というのが非常に学べるのです。これはなかなか大学院では学べない部分です。いろいろな職種の専門職がいる医療の中で、多職種で関わっていくというのは、例えば先ほどの地域連携だとか、いろいろな領域の汎用性とは少し違いますが、専門職同士の体験ができて、非常に深まるという部分があるので、そういう形での専門性の深まりということで、質的には違うけれども深さとしては十分に体験できるのではないかと思います。大学卒で現場に2年というところでも、十分に可能なのではないかと。もちろん、受験して通るか通らないかは別ですが、受験させるだけのことはあるのではないかと思います。

○北村座長 また戻りますが、大学院の座学部分を2号ルートにどうやって担保するか。1つが科目履修みたいなことです。もう1つは、病院で振り返りをペーパーケースとか、そういうのでいわゆる教育です。実務だけではなくて、決まった時間を教育してもらうというのが考えられるのですが、忙しい現場の中で、それは無理ですよ。

○中嶋構成員 無理ではないと思います。専門職の教育というのは、基本的には Reflective Practitioner Model だと思っていますので、そういう形で実際の実践、臨床の中から学んだことを、研究あるいはサイエンスと結び付けて、照応させながら専門職として成長していくというモデルは、教育の時間を研修、現場の中で確保することで可能か

なと思います。

ですから、医師の初期研修などでも座学等で講義を入れることは必要とされているわけですから、同じような形で座学等のそういう形の講義のプログラムを、あらかじめ実務体験の中に入れ込むようなことをプログラムの的に要求しておけば可能だと思いますし、Reflective Practitioner Model をきちんと実践するようなプログラムになっているというようなことで、いろいろな実践とサイエンスを結び付けることは可能だと思います。

○北村座長 看護の大学院はほとんどが社会人大学院です。そして、看護の現場であった事例とか、看護の現場で感じた Clinical Question を土曜、日曜の大学院に持ってきてみんなでディスカッションし、報告書を書いていくという、現場と一体化した大学院なのです。

だから、心理のほうも、2号の人を取り込んだ場合、いわゆる従来の科目を夜にやるだけではなくて、2号の人に現場で経験した症例を持ってきてもらって、それを心理の専門の立場からリフレクトすると。そして、またそれを現場でやってみて、それを繰り返すという有機的なものができれば、2号も一番いいかなと思うのです。

○吉川構成員 非常にクリエイティブな御提案だと思います。今の中嶋先生の御提案に対して申し上げたいのですが、現場の現任者のエフォートですよね。いったい何割を教育に割けるのか。これに対して大学教員 100%とは言いませんが、かなりのエフォートを教育指導に向けられるわけです。うまい連携ができれば、それに越したことはないのではないかと思います。

○川畑構成員 少しこだわるのですが、この資格は公認心理師の資格であって、医療心理士の資格ではないです。だから、多角的に、多領域について、きちんとそのような形の研修、実習、振り返りをしているということが重要であって、一分野だけで確立してしまうというのは非常に趣旨から外れると思います。

ですから、そのプログラムの中に、実務者においても、多領域での経験ということも含めていただくというのは非常に重要ではないかと思います。

○沢宮構成員 受験資格については、「大学院課程修了者を基本とする」と附帯決議にもあります。それが、この国家資格のもともとの精神だったと思うのです。そのメインルートがメインルートでなくなってしまうといいのか。この国家資格を作った原点に立ち返ったときに、本当にそれでいいのか。私たちは今一度よく考えるべきではないでしょうか。容易く取得できるような資格にしていいいのかということです。

Scientist-practitioner でいえば、今実践のところが強調されているのですが、それも「心理学の基礎」をしっかりと学んだ上での実践というのがこの国家資格の肝だったと思うのです。もちろん実践が強調されるのはとても大切なのですが、「心理学の基礎」を身に付けているという scientist の部分も大切にすると、当然、学部教育と大学院教育の双方できちんと育成するのではないと、質保証という観点から考えた場合、非常に問題があるのではないかと考えています。

○北村座長 そうなのですが、余り記録に残してほしくないのですが、この制度を作るときに善意の人ばかりでないことを考えています。制度にエラーがあって、大学院が冗談のような大学院で、国家試験対策をやる大学院が出てこないか。あるいは2号ルートですと、例えば中嶋先生の所の病院へ行って、「私を無料で雇ってください。そして実務経験を積んだという証明書をください」と。いわゆるインターンをやって、2年たって受験資格を得ます。そしたら、大学院は授業料は100万円以上ですから、200万円を得たようなものです。先生も無料で受験候補者を2年間使えるわけです。そのようなことが起こったら嫌だと思っています。そういう悪知恵が働く人のルートを塞ぎたいのです。

だから、大学院へ行く場合は先生がおっしゃったように心理の基本から学んで、学術的にも研究的にも通用するような、あるいは実際に公認心理師として活躍するときに、臨床研究のように、こういう指導をした場合はこのような結果で、こういう場合はこうだという臨床研究までできるような人を育ててほしいと思いますし、実務の人は、国家試験を通ったらすぐに実務を任せられるような人を育ててほしいと思っているのですが、狡猾な人をどうやって防ぐかというのは難しいのです。どうでしょうか。

1つは、時間もあるのでたたき台として、私個人で厚生省とも文科省とも相談していませんが、根拠はありませんが、3年ぐらいでいいかなと。ただし、座学部分を科目履修か何らかでしっかりと補うこと、それからお話があった他分野の経験をプログラム上で担保するということで、いかななものかと。

もう一回まとめて言うと、2号の場合は、プログラム評価にします。プログラムに書いてあることは、どこでどのような実務経験を積ませるか、そのときの指導者は誰かということに加えて、その分野以外、医療であったらそれ以外の分野をどうやってどれぐらい経験させるかということ。さらに座学の部分を、放送大学でもいいですし、近くの連携した大学院でもいいですから、そこの夜間あるいは土曜日か日曜日で何単位かを取得してくると。それで3年で受験資格を得られる。これをたたき台として、何か御意見をください。

○中嶋構成員 週5日で2年間きちんと勉強している人と、3年間で週3日なりで行っている人が一緒だとなってしまうのは、とても不合理だと思っています。法律に決め込むのは難しいのですが、ほぼフルタイムであれば2年でも大丈夫で、それは難しいから3年、5年かかるというなら理屈は通ると思うのですが、3年間何となく行っていればいいということが難しいということが1点目です。

2点目は、講義の受講は都心部とか、交通の便がいい所だったらイメージできますが、地方で、勤めている所と講義を受ける所の距離があるような所に、そういった形のものを入れ込むというのは余り現実的ではないのではないかと思います。

○北村座長 2つ目は、放送大学ですが、放送大学は最近では放送していません。インターネットで15分ぐらいやって、そこで自分でリアクションしたら次へ進むというような、ITを使った放送ができていて、それで大学院もできるやに聞いています。また情報を集めてみます。

○黒木構成員 放送大学の人は、大体2年間の大学院修士課程のプログラムで、その中に実習があつて90時間以上となっています。その後、1年以上の実務経験で臨床心理士認定試験を受けられます。それでも現場の即戦力となるかなり優秀な人は育てています。

それから、実習に入るとき、そして大学院の質を担保するために、今の医学教育で行われているOSCEとか、共用試験のようなフィルターを掛けることが将来的には必要かなと個人的に思います。

○北村座長 この後に、国家試験のことを議論するのですが、そこでの議題になると思います。

3年も、決していい加減な3年を念頭に置いているのではなくて、実質2年の実務経験プラス、今言った科目履修とか、ほかの分野での学びを付け足したら3年になるのではないかというイメージです。決して、2年間でやることを引っ張って3年間にしたらいいだろうというわけではありません。ほかに御意見はありますか。

○吉川構成員 気になりましたのは、たとえ地方にある病院であっても、1日も院外研修ができない状態では生涯研修もできないのではないかと。病院にだけ勤務していれば、それは公認心理師としてオールマイティだと聞こえてしまいますので、今の御発言はもう少し御検討いただければ有り難いです。

この仕事は生涯研修が必要であるし、幅広い見識も常に必要なもので、院外研修も視野に置いたプログラムを是非お願いしたいと思っています。

○北村座長 そこはプログラムを認可する段階で、かなり厳しくやればよいと思います。地方は取りにくいということになるかもしれないのですが、実際に患者がいなかったりすると、それは公認心理師の実務経験病院や施設としては認められないということは起こり得ると思います。いかがでしょうか。

では、文科のほうはお帰りになったのですが、またお役所のほうとも相談しますが、座長がこのようなことを言っていたというので、またほかの広い人に意見を聞いてみていただいたらいいかなと思います。

次へいきます。説明をお願いいたします。

○松本主査 資料の8枚目のスライドを御覧ください。4.いわゆる現任者の範囲についてです。いわゆる現任者ですが、ここの議論においては公認心理師法附則第2条第2項の2に定めるものを、いわゆる現任者と呼ぶこととしたいと思います。下に書いてありますが、第2条第2項の2番、省令で定める施設において、公認心理師法の第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者、こちらを現任者ということにいたします。

検討に当たってのたたき台です。こちらに書いてある「省令で定める施設」を決めなければいけません、おおむね実習や実務経験を実施する施設とすることとしてはどうかとしています。ただし、指導者の配置などが実務経験ではあると思いますが、そちらの体制は問わないこととするとしております。

2 つ目の○です。業として行っていた期間について、どのような方法で 1 年若しくは 1 週と換算すればよいか。3 つ目は、受験資格の特例の申請に当たっては、業として行っていた施設の長等による署名を有する証明書の提出を求めることとしてはどうか。

上の 3 つの場合に、以下のようなものの取扱いについてどのように考えるかということで、例を 3 つ記載しております。まず、第 2 条の第 1 号から第 3 号までの行為を業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者。2 つ目が、個人で業を行っており、第三者によって業として行っていたことの証明が困難である場合。3 つ目は大学教員等としています。

5 番目の国家試験についてです。9 枚目のスライドから御覧ください。論点としては 4 つあります。まず、5-1①ですが、出題範囲として科目を定めることについてどのように考えるかということです。現状として、ほかの資格における出題範囲等については参考資料 7 に書いています。こちらも御覧ください。こちらは科目を明確に定めているものと、一番左にあるような医師のように、科目は定めずに資格を有するために必要な知識及び技能全体を出題範囲として定めているものがあります。また、こちらは資格を 4 つ書いていますが、左の医師と薬剤師については、公認心理師と同じ就業年限が 6 年のものです。右の管理栄養士、精神保健福祉士は、いわゆる名称独占資格であることが公認心理師とは共通しております。

続いて、2 つ目の○です。法律上は第 5 条に、「試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う」と定められており、科目を明確にすることまでは求められておりません。一方で、法の附則において、いわゆる現任者については「科目の一部を免除することができる」とされており、免除する場合は、あらかじめ科目を定めることが必要であると考えられます。ただし、免除も必ずしも求められてはいません。

3 つ目の○は科目免除の例です。精神保健福祉士と社会福祉士の試験科目というのは一部共通しており、その共通する科目については、いずれか一方の資格を有している場合には免除することができるという前例があります。

次のスライドはたたき台ということです。国家試験は公認心理師に求められる知識と技能を持っているかどうかを確認するものであることから、出題範囲は到達目標を基本に考えることとしてはどうか。また、免除することができる科目というのは、どのような科目であるか。最後に、試験科目を定めるか否かにかかわらず、出題基準を作成する必要があるのではないか。以上の 3 点をたたき台として記載しております。

続いて、出題方法です。参考資料 7 です。現状としての他資格の例です。試験については、論述式の筆記試験、実技試験は課しておらず、マークシートの筆記試験のみです。ただし、現行の国家試験でも、論文や実技を課しているものもあります。2 つ目の○ですが、論述試験や実技試験においては評価基準の作成が困難であること、採点者による点数のばらつきの可能性があることなど、合否決定に当たって客観性を担保できるかどうかというのが課題になってきます。

以上を踏まえてたたき台です。公認心理師の試験においては、技能については養成課程で身に付けることとして、実技試験を実施しないこととしてはどうか。その技能についての質を担保する観点から、養成課程における科目の規定をどのように考えるか。また、出題方法についてはマークシート式の筆記試験、例えば五肢択一などのものとしてはどうかとしています。

続いてのスライドは、分量及び実施期間です。具体的な検討事項としては○を4つ書いています。何問程度にするか、試験時間は何分程度にするか、日程は何日間で行うか。また、試験問題の内容について、ケース問題のようなものを含めるか、含めるなら何割程度とするかについて、議論いただければと思います。

他資格の例としては、例えば医師の場合は、500問、920分、3日間の実施です。精神保健福祉士の場合は163問、275分、1日での実施となっております。たたき台としては、問題数は何問から何問程度ということ、試験時間は何分程度か、試験日程は1日としてはどうかと書いています。また、実地の問題も含めることとして、その割合はどのように考えるか。これらのように整理してはどうかと書いています。

最後に、13枚目の国家試験の合格基準についてです。他資格の状況は参考資料7です。大まかには、考え方としては以下の①から④があります。1つ目は全体の正答率で判断する、2つ目は科目ごとに合格基準になる正答率を定める、3つ目は科目ごとではないのですが、例えば医師のように必修問題、一般問題、臨床問題のような、問題の性質に応じて、それぞれ基準となる正答率を定めるというもの、4つ目は①から③に加えて、0点の科目がないということとか、禁忌肢の選択肢を選んでるのが一定数以下であることというのを、合格基準の1つとするという考え方です。

たたき台としては、○を4つ書いています。合格基準についての基本的な考え方をどのように整理するか、基準とする正答率を何割程度にするか、また問題をグループ化してそれぞれに対して基準となる正答率を設定するかどうか、正答率以外の合格基準を定めるかどうか、併せて公認心理師全体の養成者数、養成の在り方についてどのように考えるか。このようにしております。

6.のその他です。こちらは、今までの検討事項を踏まえて今後決めていかなければいけないということについて、リマインドの意味も込めて記載しております。説明は以上です。○北村座長 時間もないので、現任者をやり出すと大変ですから、国家試験でいいですか。国家試験は1日のペーパー試験で、マークシートということよろしいですか。論文を書いたら採点も大変です。実技試験は、介護福祉士は昔はやっていたのですが、お風呂に入るとか、車椅子に移乗させるというのをやっていますが、一課題だけだと信頼性も全くなく、余り意味はないし、臨床心理士の実技試験というのは、数をやるイメージが湧きませんので、やはりペーパー試験にならざるを得ない。その処理の早さからいうと、マークシートしかない。

ただ、知識の一般問題的なものと、症例問題というのがあって、その割合は決められる

と思います。感覚として、臨床問題を増やしてほしいです。せっかく大学院の資格にしたのだから、実務で、14歳の女性で、学校でこうあったというのを読んで、その人に最初に何をしたらいいのだろうとか、心理テストはどうだったのだろうとか、場合によっては、その結果はこうだったとか、いろいろと出て、この人を考えるという問題が、半分以上あってもいいのではないかと思います。「何々理論を言ったのは誰か」というような問題はゼロでもいいように思うのですが、そのようなものは大学の卒業試験でやってほしいのですが。

○丹野構成員 事例問題を入れるのは賛成ですが、その割合を高めるのは心理士の場合は難しいのではないかと思います。医師の場合は、こういう症状があって、こういう検査をして、どう診断して治療というのが決まっているのですが、心理士の場合は、そういう対応で正解というのを決めるのは相当難しい。なので、それだけたくさん事例問題を作れるのかどうかというのがあります。例えば臨床心理士の試験にも「事例問題」というのがありますが、正解を決めるのはどうなのか。国語の問題として解ける。「絶対」とか、極端な用語が入っていたら、不正解ですよ。本来は、実習を真面目にした人が高い得点をとれるはずなのですが、実質的には、過去問をたくさん解いて、日本語の勉強をしたら解けるような問題が出てくる。それはかえって実習を軽視することになる。なので、事例問題の内容は相当考えなければいけないし、その量が余りにも増えると逆効果になる気がします。

知識の問題は、「何年に生まれた」とか、そういうさ末なものは一切出さない。でも、5領域とか基礎的な心理学の領域では、それなりに基本的な知識というのは必要なわけですから、丁寧な問題作りをすることにして、単なる暗記にはしないような工夫をする。そういうことで、知識の問題も大切だということを言いたいと思います。

○北村座長 必修問題というのはどうでしょうか。医師の場合は500問中の100問が必修問題で、比較的易しい問題です。医師として絶対に知っておかなければいけないというもので、それは80点を通らないと、1点でも足りないと、あとの400問が満点であっても落ちます。そういう基本中の基本だけを集めてやるという手はあると思います。

日数は1日しかできないと思います。だから、1日でやれる上限が、大体200問だと思うのですが、200問検討と。1日でできる上限に近いところ、250までできるかもしれません。一般問題は1題1分、症例問題は1題3分として計算しています。必修問題は作りますか、基本の基本です。できれば作りたいということでもよろしいですか。

例えば250問あったら70問とか75問ぐらいは、必修問題で、患者あるいはクライアントに対する思いやりがなかったら、そのまま落ちるというような。

実際しようもない問題が医学部にも出ているのです。「患者がうるさいので少し黙ってもらった」というような。やはり、そういうところはしっかりと、当たり前の当たり前のところは押さえてもらったほうが、社会に対するアピールもあっていいと思うのです。

あと、科目はどうしましょうか、科目別にしますか。医師の場合は必修、総論、各論で、

科目ではないです。ブループリントで、内科が1割で、そのうち血液内科が何パーセントとか、出る分量は決めてはありますが、この問題が血液の問題であるとか、この問題が産婦人科の問題であるというようには決めてありません。というのは、お腹が痛いとか来たときに、内科の症例なのか外科の症例なのか産婦人科の症例なのか、そのようなことはナンセンスなので、特に決めていないのです。だから、落ちるときは全部で落ちるのです。

○丹野構成員 達成目標でいいと思うのですが、実際にはたたき台にあるように、出題基準というのは細かくしなければいけないのです。ブループリントは作るということです。

○北村座長 はい。ブループリントは作るけれども、いわゆる科目合格というのが公認会計士はあるのです。6つぐらいに分かれていて、年に2つずつ3年間に分けて取るような人もいます。そういうことは考えていないですよ。合格か不合格で、不合格の人はもう一回100%受けてもらおうと、半分合格というのはいないですよ。だから、原則的に科目はなくていいのではないかと思います。ただし、ブループリントはしっかりしたものを作ると。

○黒木構成員 私も賛成です。アウトカムベースでやるということと、心理職の将来を考えると、医師に準じるぐらいの能力を持ってもらいたい。となると、医師国家試験の理念に近いもので構成したほうがいいのではないかと思います。

○北村座長 症例問題は医師も半分ぐらいなので、半分以上をめぐると。作りにくいのはよく分かるのですが、そこは知恵を絞っていただいと。

コツは、五択があつて、どれもやる処置とか検査なのだけれども、「まず最初にやる検査はどれですか」というような質問をしてみると、最初にはこれをやるということで合意が取れそうなものとか。

○丹野構成員 心理検査はそんなに種類がない。アセスメント全体でやるとか。

○北村座長 医師の過去問も公表されていますので見ていただいて、心理士の方がされているような会話、クライアントがこう言った、対応者がこういったと言って、線を引っ張ってあって、ここのところは専門的には何かと。共感的態度が○だったり、そのようなものがあるのです。いろいろ研究してみてください。

そうすると、国家試験は大体雰囲気が分かったのですが、現任者は次でいいですか。

○田原精神・障害保健課長 結構です。どうしてもという発言があれば。

○北村座長 宿題で考えるとしても、現任者というのはそんなに難しくないですか、難しいですか。

○吉川 難しいです。

○北村座長 特に、学校のカウンセラーで週1回行っていた人は、何年間行ったらいいのかとか。一番最初のときにお聞きしたと思うのですが、移行措置で、何歳以上は受けなくていいというのは作らないでいいかをお尋ねしたら、「作らなくていい」ということでしたよね。ということで、全員が受けるわけですので、あの人が受けられるのはずるいというのがあってはいけない。あの人はきちんとやっていたという人が受けられないといけな

いのです。少し宿題としては重いですが、御検討をお願いします。

○奥村構成員 先ほどの指導者について、「臨床心理技術者」という言葉が使われていますが、これは医療で使われている言葉なので、誤解を招くかもしれないので、「等」とか、もう少し工夫が必要だと思います。

○北村座長 取りあえず「等」を入れることにしておきましょう。

○奥村構成員 「等」とすると、ほかの PSW でもいいと解釈する人も出てくるので、そこは「心理」という言葉が必要かと思います。

○北村座長 指導者の要件で、精神科医どうのこうのと書いてあった所ですね。検討をお願いします。

○宮脇構成員 この話の流れとは違うのですが、この公認心理師というのは、英語ではどう表現されるものなのですか。

○松本主査 検討しているところです。正式には決まっておりません。

○宮脇構成員 そろそろいろいろなものが出てきて。

○松本主査 既に民間資格でいろいろ使われている英語表記もありますので、整理したいと思います。

○北村座長 普通は registered という単語を使うのです。民間資格であるらしいです。Registered Psychologist というものがあって、こちらで造語してもいいとは思いますが、ほかによろしいですか。

○松本主査 次回は、新年 1 月 12 日(水)を予定しております。詳細は追って御連絡させていただきます。

○北村座長 どうもありがとうございました。閉会といたします。